

福祉用具貸与自費利用契約書

1.事業所の概要

所在地	広島県福山市今町3番10
電話	(084) 923-1270

2.営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休日	土曜日 日曜日 および 祝祭日 お盆(8/13～8/15) 年末年始(12/31～1/3)
営業時間	9時～18時

3.事業の目的

事業者は、本契約が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的として、福祉用具貸与を提供するものとします。

4.事業の方針

- ①事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとします。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ③事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- ④介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準ののっとり事業運営を行います。
- ⑤利用者の自立の支援や、介護者の介護負担の軽減になるような福祉用具を選定し、有効に活用されるよう利用者の立場に立って提供します。
- ⑥常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与します。
- ⑦自ら提供するサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行うと共に、評価に基づく改善を図ります。
- ⑧サービス供給量に見合う十分な専門相談員を配置し、研修等による資質の向上に努めます。
- ⑨他の関連する在宅サービスとの連絡調整を密にし、利用者本人の選択に合致する用具の提供に努めます。
- ⑩利用者からの苦情に適切に対応できるよう努めます。

5.事業所従業者の体制

- (1) 管理者 福祉用具専門相談員1名(常勤)
管理者は事業所の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 専門相談員等 福祉用具専門相談員2名以上(2名以上の内1名管理者と兼務)
福祉用具専門相談員は利用者には適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。

6.通常事業の実施地域

福山市、府中市

7.利用料について

貸与利用料金の計算は、1ヵ月単位とします。但し、開始月と終了月の福祉用具貸与利用料金は次のようになります。

① 福祉用具貸与開始月の利用料金

- ・ 月額利用料の1ヶ月分

② 福祉用具貸与終了月の利用料金

- ・ 月額利用料の1ヶ月分

その他の費用

- a. 事業の実施地域内への搬入・搬出料については、利用料に含まれるものとする。
- b. ただし、次の場合は搬入・搬出にかかった費用を実費請求する。
 - ・ 搬入・搬出の際、特別な作業や措置が必要な場合。
 - ・ 離島への搬入・搬出の場合、運送料は、時価による料金を徴収する。
 - ・ 「通常の事業の実施地域」以外への搬入・搬出の場合。通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり時価による料金を徴収する。
 - ・ 契約期間中に、転居等契約者の都合により商品の移動を行なう場合。

8.キャンセル料について

サービス利用を中止される場合には、前日までにすみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

【連絡先】 電話 (084) 923-1270

FAX (084) 923-7156 キャンセル料はいただきません。

9.アフターサービスについて

常に利用者及び利用者の家族の状態や環境の変化にあわせて安心して福祉用具をご利用いただく為に、定期的に電話や訪問等によるアフターサービスを行います。料金は無料のサービスです。お気軽にご相談ください。

10.個人情報の取り扱いについて

当事業所は、個人情報の取り扱いについて「個人情報保護方針」「個人情報保護規程」等を定め、個人情報保護管理者の監督下で適切な安全管理措置を継続的に実行します。また苦情の適切かつ迅速な処理に努めます。

11.事故・故障時等の対応について

①万一、故障等が発生した場合には下記にご連絡ください。速やかに、修理・交換等の手配を致します。

電話 (084) 923-1270

FAX (084) 923-7156

②ご利用者またはそのご家族に対して賠償すべき事由が起こった場合には誠実に対応するとともに金銭等により賠償致します。円滑に対応させていただく為に、賠償保険にも加入しています。

③事故発生時にはご家族及び利用者に係わる居宅介護支援事業所に対しても連絡を入れ円滑な対応を致します。

④故意又は間違った使い方による故障・破損の場合には、修理代金相当額をご請求させていただきます。

⑤盗難・事故・火災・天変地異等によりレンタル商品が滅失（修理不能も含む）した場合代替商品の購入代金相当額をご請求させていただきます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名のうえ1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

署名代行

利用者との関係

住所 _____

氏名 _____

【事業者名】

株式会社 よつば会
代表取締役 三宅 知子
管理者 安木 恵美子

【契約書説明者】

氏名
